

公益社団法人日本カーリング協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本カーリング協会といい、外国に対しては THE JAPAN CURLING ASSOCIATION (略称 JCA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるカーリング競技を統轄し、代表する団体として、カーリング競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) カーリング競技の普及及び指導
- (2) 日本選手権大会及びその他の競技大会の開催
- (3) 国際競技大会等の開催並びに国際競技大会等への代表参加者の選定及び派遣
- (4) 競技力向上事業の実施及び調査研究
- (5) 指導者及び審判員の養成及び資格認定
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) マーケティング事業
- (2) 物品等販売事業
- (3) カーリングに関する研究指導並びに認定事業
- (4) その他前3号に定める事業に関連する事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 各都道府県におけるカーリング競技を統轄する団体及び（一社）日本車いすカーリング協会であって、この法人に入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功勞のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）でいう社員とする。

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、社員総会が別に定める『入会・退会に関する規定』により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

（入会金及び会費）

第8条 入会金及び会費については、社員総会が別に定める『入会・退会に関する規定』の定めに従って納入しなければならない。ただし、賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（資格の喪失）

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見若しくは保佐開始の審判又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 正会員及び賛助会員は、社員総会が別に定める『入会・退会に関する規定』の定めに従って退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議を経て会長がこれを除名する。

- (1) この法人の名誉を傷つけたとき、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員等

（役員）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において定める。

(役員要件)

第14条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者として法令で定めるものの合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者として法令で定めるものを含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この法人の理事の年齢は満75歳未満でなければならない。

(理事の職務)

第15条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、理事会の決定に基づき、会長から委嘱された業務を統轄・執行する。

3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本会の業務を掌理する。

4 常務理事は、会長、副会長、及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の社員総会の決議事項以外の事項を議決し、職務を執行する。

6 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第16条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会又は社員総会を招集すること。

(役員任期)

第17条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、その権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第20条 この法人には、名誉会長1名並びに顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長並びに顧問及び参与は、社員総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事会、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 5 参与は、理事会の諮問に応ずる。

第5章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算についての事項
- (2) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (3) 理事会において社員総会に付議した事項
- (4) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内で開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

2 社員総会の招集は少なくとも7日前にその会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、会長とする。会長が出席できない場合には、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第26条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数等)

第27条 社員総会は、正会員現在数の過半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 社員総会の議事は、法人法及びこの定款に特に定められた事項を除き、正会員である出席者の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事、監事及び各専門委員会の委員長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が署名捺印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

2 理事会は、開催日より7日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、議事が急を要する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ることによりこれを招集することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会は、理事現在数の過半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名捺印する。

第7章 専門委員会

第36条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

2 基本財産は、理事会及び社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を

達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告するものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（事業報告及び収支決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が財産目録、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び社員総会の承認を受けて、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（事業年度）

第40条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により類似する他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第45条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第47条 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

(組織及び運営)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第12章 補則

(株式等の議決権行使)

第49条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を得なければならない。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は土居博昭とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。